

添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされていなければならない。

2 法第三十二条の第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 法第三十二条の五第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 次条第二項各号に掲げる事項

三 特定保守製品取引事業者名を記載するための欄

(引渡時の説明に関する事項等)

第九条 法第三十二条の五第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

一 当該特定保守製品取引事業者に対して当該特定保守製品又は当該特定保守製品の付属する建物を賃貸することを約してこれを取得しようとする者

二 特定保守製品につき十分な知識を有しており、特定保守製品の保守を的確に遂行することができる者に当該特定保守製品の管理(当該特定保守製品の付属する建物の居住部分の管理を含む。)を委託することとして、当該特定保守製品又は当該特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者

三 売買その他の取引に先立って当該特定保守製品取引事業者に当該特定保守製品を廃棄する旨を申し出て、当該特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者

四 建物に特定保守製品を付属させ、当該建物の所有権を移転させる目的で特定保守製品を取得しようとする者(当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に譲渡することを目的として取得する場合を除く。)

五 特定保守製品の付属する建物の所有権を移転させる目的で特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者(当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に再度譲渡することを目的として取得する場合を除く。)

2 法第三十二条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 特定保守製品の所有者は、法律上特定保守製品に表示された点検期間内に当該特定保守製品の点検を行うことが求められている旨

二 特定保守製品の所有者は、法律上その変更がある場合を含め所有者情報を特定製造事業者等に提供することが求められている旨

三 特定保守製品取引事業者は、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には、当該所有者

者情報を速やかに特定製造事業者等に提供する旨

第四章 点検通知及び点検の実施
(点検通知)

第十條 法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月間とする。

2 法第三十二条の十二第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一 点検通知事項の通知は、消費生活用製品安全法に基づく通知である旨

二 当該特定保守製品の点検を求める場合の連絡先

三 当該特定保守製品の点検の料金の内訳と金額の目安

四 特定保守製品の所有者は、法律上特定保守製品に表示された点検期間内に当該特定保守製品の点検を行うことが求められている旨

3 法第三十二条の十二第二項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

(目的外利用の例外)

第十一條 法第三十二条の十三第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法第五十七号)第十六条第三項各号に掲げる事由に該当する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴つて所有者情報を取り扱う場合
(点検の実施)

第十二條 法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通知事項の通知を発した時から点検期間の始期までの間とする。

2 法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。

第五章 点検その他の保守の体制に関する判断の基準となるべき事項

第十三條 法第三十二条の十八に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の

各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 点検を行う事業所の配置 特定製造事業者等は、点検を行う事業所の配置に当たつては、地理的条件、交通事情、その製造又は輸入に係る特定保守製品の販売状況その他の条件を勘案して、点検の能率的な実施が確保されるよう適正に配置するものとし、各事業所において点検を行う技術者を確保するものとする。

二 点検の料金の設定 特定製造事業者等は、点検を能率的に行つた場合における適正な原価を著しく上回らないものとして定められた技術料その他の合理的根拠に基づき発生する費用の合計を点検の料金として設定するものとする。

三 点検の料金の公表 特定製造事業者等は、点検の料金の設定の基準を、カタログ、パンフレット、インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法で公表するものとする。

四 点検の料金の告知 特定製造事業者等は、点検を求められた場合には、点検に先立つて、点検の料金の内訳及び目安を伝えるものとする。

五 点検に必要な手引の作成 特定製造事業者等は、点検に必要な手引を別表第二の点検基準(以下単に「点検基準」という。)に基づき作成するものとし、当該手引が対象とする特定保守製品について、点検を行う技術者が点検基準に従つた点検を行い、及び点検基準への適合性を客観的に判断することを可能とする事項を記載するものとする。

六 点検に必要な手引の管理 特定製造事業者等は、前号の点検に必要な手引を、点検を委託する場合における委託先事業者及び第三者機関に対して送付し、及びその保管を依頼するものとする。

七 整備に要する部品の保有 特定製造事業者等は、点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品については、点検の結果に応じた適切な整備が行われるよう、自らが製造し、又は輸入した特定保守製品の販売状況を勘案してその保有期間を定め、これを保有するものとする。

八 部品の保有状況に関する情報提供 特定製造事業者等は、点検を求められた場合には、点検の結果必要となると見込まれる特定保守

製品の整備に要する部品の保有状況を確認し、点検に先立つて、その結果を伝えるものとする。

九 点検期間にあるものについての情報提供 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品のうち、点検期間にあるものの型番号等を、インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法で提供するものとする。

十 技術的講習の実施 特定製造事業者等は、点検を行う技術者に対して点検に必要な技術的講習を定期的に行うものとし、点検を委託する場合にあつては、委託先事業者に対する点検に必要な講習の実施その他の点検に係る技術水準を確保するための方策を講ずるものとする。

十一 点検の結果の記録 特定製造事業者等は、点検を実施した場合においては、点検の結果を記録し、及びその記録を三年間を目安として一定期間保管するものとする。

十二 点検の結果の伝達 特定製造事業者等は、点検を実施した場合においては、点検を求めた者に対して、点検の結果を適切な方法で伝えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

(特定保守製品に関する経過措置)

第二条 第十三条第五号の規定は、特定保守製品であつてこの省令の施行前に製造され、又は輸入されたものの適用については、「点検基準に基づき作成」を「点検基準に準じて作成」と、「点検基準に従つた点検」を「点検基準に準じた点検」と読み替えるものとする。

2 第十三条第六号及び第七号の規定は、特定保守製品であつてこの省令の施行前に製造され、又は輸入されたものについては、適用しない。

3 第十三条第九号の規定は、特定保守製品であつてこの省令の施行前に製造され、又は輸入されたものの適用については、「点検期間にあるもの」を「点検期間に相当する期間にあるもの」と読み替えるものとする。

(点検通知に関する経過措置)

第三条 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百十四号) 附則

第二条の規定により適用される法第三十二条の十二第一項の規定に基づく通知を行う場合における第十条の規定の適用については、同条第二項中「次の事項」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる事項」とする。

附 則（平成二十二年一月一日経済産業省令第五五号）

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年七月二七日経済産業省令第六二号）

（施行期日）

1 この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）の施行の日から施行する。（経過措置）

2 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により適用される法第三十二条の十五の規定に基づく点検を実施する場合におけるこの省令による改正前の経済産業省関係特定保守製品に関する省令別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

様式第1（第3条第1項関係）

様式第2（第3条第2項関係）

様式第2（第3条第2項関係）

特定保守製品製造（輸入）事業者届出書

年 月 日

届 出 者

氏名又は名称及び住所にある
（以下「届」という。）第2条の2第2項において準用する
出資比率2割の規定により、次のとおり施行します。

消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第2条の2第2項において準用する
出資比率2割の規定により、次のとおり施行します。

事項の範囲	
届出書の提出	氏名又は名称及び住所にある （以下「届」という。）第2条の2第2項において準用する 出資比率2割の規定により、次のとおり施行します。
	住 所
	製造（輸入）事業者届出の年月日
	製造（輸入）する特定保守 製品の区分
届出書の提出	当該特定保守製品の型式の 区分
	当該特定保守製品を製造する （以下「届」という。）第2条の2第2項において準用する 出資比率2割の規定により、次のとおり施行します。

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第3条第3項第1号関係）

様式第3（第3条第3項第1号関係）

特定保守製品製造（輸入）事業者譲渡届出書

年 月 日

譲 渡 者

譲り渡した者 氏名又は名称及び住所にある
（以下「届」という。）第2条の2第2項において準用する
出資比率2割の規定により、次のとおり施行します。

譲り受けた者 氏名又は名称及び住所にある
（以下「届」という。）第2条の2第2項において準用する
出資比率2割の規定により、次のとおり施行します。

表のとおり特定保守製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡届出があった
ことを証明します。

- 譲り渡した者の製造（輸入）事業者届出の年月日
- 製造（輸入）する特定保守製品の区分
- 当該特定保守製品の型式の区分
- 当該特定保守製品を製造する（以下「届」という。）第2条の2第2項において準用する
出資比率2割の規定により、次のとおり施行します。
- 譲渡届出の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第3条第3項第2号関係）

様式第4（第3条第3項第2号関係）

特定保守製品製造（輸入）事業者相続届出書

年 月 日

届 出 者

氏名
住所

表のとおり特定保守製品の製造（輸入）事業者について相続があったことを証明
します。

- 被相続人の氏名及び住所
- 被相続人の製造（輸入）事業者届出の年月日
- 製造（輸入）する特定保守製品の区分
- 当該特定保守製品の型式の区分
- 当該特定保守製品を製造する（以下「届」という。）第2条の2第2項において準用する
出資比率2割の規定により、次のとおり施行します。
- 特定保守製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の
氏名及び住所
- 相続開始の年月日

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明者は、特定保守製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の被相続人直系の氏名を記載すること。

[illegible][illegible]

の異物により閉塞し
ていないこと。